

「戸畑祇園大山笠振興会」入会のご案内

戸畑祇園大山笠振興会（以下、「振興会」という。）では、会員を募集しています。

「戸畑祇園大山笠振興会」とは

220年を超える伝統を誇り、ユネスコ無形文化遺産に登録された国指定重要無形民俗文化財「戸畑祇園大山笠行事」の山笠が一堂に会する「競演会」等を開催し、戸畑祇園大山笠行事の伝統の保持、振興に努めています。



戸畑祇園大山笠振興会 会則

- 1 会員は、振興会会則を遵守し、会の趣旨に賛同していただける個人又は団体とします。
- 2 会費は、年額**1口1千円**とします。
- 3 年額5口5千円以上で普通会员となり、普通会员には以下の特典があります。
 - (1) 総会議決権（令和7年2月1日までにご入会の方に限る。以降の入会者は翌年の総会議決権に持ち越します）
令和7年3月2日に開催予定の定期総会にご出席の上、議決に加わることができます。
 - (2) 競演会招待券（令和7年6月20日までにご入会の方に限る。以降の入会者は翌年の競演会に持ち越します）
令和7年7月26日開催予定の競演会の招待券を、会費5口につき1枚差し上げます。

※（1）（2）ともに、入会には会費の納入が必要です。

※ 競演会の開催については、定期総会での議決事項ですので、現時点では予定となります。

※ 競演会中止の場合は、招待券の特典がないこともあります。

※ 納入された会費はいかなる場合も返金致しかねます。
- 4 次の各号に該当する方は入会できません。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者。
- 5 入会方法
入会をご希望の方は、申込書に必要事項を記入の上、振興会事務局へご提出（FAX・郵送・e-mail又は持参）ください。申込書提出後、振興会の承認を経て会費を納入いただき、入会となります。また、入会にあたり、暴力団排除の取り組みの為に官公庁へ照会を行うことがあります。令和6年の会員様も改めて申込書のご記入・ご提出をお願いします。
- 6 会費納入方法
振興会事務局へお持ちいただくか、下記口座へお振込みください。

北九州銀行 本店営業部 普通預金 No.5154184

※ 振込手数料は会員様のご負担でお願いいたします。

- 7 観覧席図（浅生一号公園内） ※戸畑区役所庁舎側の観覧席ではありません



<お問い合わせ>

戸畑祇園大山笠振興会事務局

〒804-8510

北九州市戸畑区千防一丁目1-1

（戸畑区役所総務企画課内）

TEL:871-2316 FAX:871-4807

入会申込書

令和 年 月 日

下記のとおり戸畑祇園大山笠振興会への入会を申し込みます。

また、申込書の記載内容が事実と相違ないこと及び戸畑祇園大山笠振興会会則を遵守することを誓約するとともに、暴力団排除の取り組みの為に必要に応じて官公庁へ照会を行うことを承諾します。

◆ 個人でのお申込み

フリガナ			
氏名		生年月日	
住所	〒		
電話番号		FAX 番号	※
e-mail	※		
口数	口	(1口千円、5口以上で普通会员)	

※が付いた欄は、省略可能です。他の欄はすべてご記載ください。

◆ 団体でのお申込み

団体名			
フリガナ			
団体代表者名		生年月日	
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	※
e-mail	※		
口数	口	(1口千円、5口以上で普通会员)	

※が付いた欄は、省略可能です。他の欄はすべてご記載ください。